

香芝市上下水道事業告示第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和6年2月15日から2月29日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和6年2月15日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和6年3月1日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

別所、下田西二丁目、上中、関屋各地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 別所地区

枝線

管路番号	起点	終点
3001-1-3	別所74-5	別所74-5
4107	別所21-1	別所23-3

(2) 下田西二丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
3233-1	下田西二丁目1336-1	下田西二丁目1331-1

(3) 上中地区

枝線

管路番号	起点	終点
6150	上中1180-35	上中1180-101
6151	上中1180-105	上中1180-107
6152	上中1180-100	上中1180-98
6153	上中1180-96	上中1180-19

(4) 関屋地区

枝線

管路番号	起点	終点
6142	関屋36-3	関屋33-3

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター